

令和5年5月23日（火）

令和5年第5回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和5年第5回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、15番：田名和彦委員、15番：長濱国博委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の川満優翔 主事を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権、使用貸借権、無償
移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は15件でございます。
受付番号1番から15番を説明いたします。

（内容省略）

受付番号1番から15番は、別紙参考資料1ページから15ページの調査書の
とおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たして
おります。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足
説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は上野小学校の西側300mに位置し、譲受人はこれまで小作経営していましたが、譲渡人からの依頼で購入するという事で、機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は狩俣線の海中公園入口の看板の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は沖縄製糖工場の東側300mに位置し、譲受人は機械等も所有して畜産経営で牧草栽培です。

議 長： 次に受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号4番と5番の説明をいたします。場所は久松集落の北側の伊良部大橋向け右側に位置し、譲受人は農業経営開始で機械等は借用してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号6番と7番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は比嘉公民館より北西300mに位置し、譲受人は機械等も所有して耕作放棄地を開墾してサトウキビ栽培です。

受付番号7番の説明をいたします。場所はJA宮古家畜セリ市場から南側500mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 6 番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所はファミリーマート宮古伊良部店の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 9 番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は松ヶ原ゴルフ場から南側 4 0 0 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 0 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 2 区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 1 0 番の説明をいたします。場所は上野消防出張所から南西 8 0 0 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 1 番と 1 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 3 区推進委員にお願いいたします。

高原推進委員：

受付番号 1 1 番の説明をいたします。場所は高千穂（カザンミ集落）に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ・畜産経営で該当地には牧草作栽培です。

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は前浜の手前のまいぱり宮古島熱帯果樹園の東側 1 0 0 m に位置し、譲受人は 1 0 年以上の農業経営で機械等も所有してイモ作栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 3 番・1 4 番・1 5 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 1 区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号 1 3 番の説明をいたします。場所は佐和田漁港近辺のファームポンドから白鳥向け 4 0 0 m の土地改良区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号14番と15番の説明をいたします。場所は牧山ファームポンドから南側300mに位置し、譲受人は機械等は借用してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）は、3件でございます。受付番号16番から18番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号16番から18番は、別紙参考資料16ページから18ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は旧城辺中学校の東側100mの(有)三石レンタルの北側に位置し、譲受人は公務員退職後、農業経営でサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は西中の旧製糖工場跡地から南東800mに位置し、譲受人は畜産経営で機械等も所有して牧草作栽培です。

議長：次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は下地の旧E3工場から嘉手苅集落向け800mの土地改良区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、4件でございます。受付番号19番から22番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号19番から22番は、別紙参考資料19ページから22ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号19番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号19番の説明をいたします。場所は大福牧場の南側に位置し、譲受人は農業経営開始で機械等は借用してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号20番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号20番の説明をいたします。場所はJA きなわ宮古地区本部から北側の細竹集落十字路の西側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号21番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号21番の説明をいたします。場所は比嘉公民館より北西300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号22番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員をお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号 22 番の説明をいたします。場所は牧山ファームpondから西側 50
0 mに位置し、譲受人は機械等は借用してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で
お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条
の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号 19 番から 22 番につい
て、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）につ
いて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）は 7 件でございます。
受付番号 23 番から 29 番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号 23 番から 29 番は、別紙参考資料 23 ページから 29 ページの調査
書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを
満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で
お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条
の規定による許可申請（無償移転）」受付番号 23 番から 29 番について、原案
のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員をお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所はあしたの農場より高野漁港向け100mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。

津波古推進委員：

受付番号2番と3番は隣接しているので併せて説明いたします。場所は地盛公民館から宮古空港向け200mに位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。



議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は七又公民館の東側100mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 4 区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は市営下北団地から南東 4 0 0 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 1 区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は嘉手苧公民館の西側 1 0 0 m の譲受人の畜舎の隣に位置し、機械等も所有して牧草栽培です。

議 長： 次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 3 区推進委員にお願いいたします。

嵩原推進委員：

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は池原公園の西側 1 5 0 m の土地改良区に位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ・豆等の栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、城辺 5 区・狩俣推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第 1 2 条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

《 城辺 5 区推進委員退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
城辺 5 区推進委員の入室・着席を認めます。

《 城辺 5 区推進委員入室・着席 》

議 長： 休憩します。



議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第 5 議案第 4 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は、7 件でございます。  
受付番号 1 番から 7 番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号 1 番から 7 番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第 4 条第 2 項各号及び農地法施行規則第 4 7 条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに説明を 7 番委員をお願いいたします。

砂川委員：

現地調査の報告をいたします。日時は令和 5 年 5 月 1 0 日（水曜日）に、調査員として 1 0 番：川満里志委員、芳山会長、事務局の土地局長、田名次長、前泊調整官、仲間さんの 7 名で調査し、日程として午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 2 0 分まで現地調査、午後 4 時 2 0 分から午後 5 時 4 5 分まで事務局にて調査内容調整会議、5 月 1 6 日の内部審査会での 4 条申請 7 件、5 条申請 1 9 件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は城辺小学校から福北集落向けの城辺オートサービスの北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりややあり、農地区分は農振農用地、農業振興区域内にある農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は市営下北団地から北西500mの民宿ざらつきの向かいに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は農振農用地、農業振興地域内にある農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は市営下北団地から北西500mの  
民宿ざらつきの向かいに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区  
分は農振農用地、農業振興地域内にある農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり  
決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番・5番・6番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員に  
お願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番から6番は隣接していますので併せて説明をいたします。場所は  
東小学校前の道路から南西50mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあ  
り、農地区分は第2種農地その他、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha  
未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で  
お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番から6番を原案の  
とおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は東小学校前の道路から南西50mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受け杖番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第5条第4号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、19件でございます。受付番号1番から19番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から19番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番から3番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。
なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

砂川委員：

受付番号1番から3番は隣接していますので併せて説明いたします。場所は、市営北団地の裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番から3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は介護老人保健施設・栄寿園、デイサービスセンター青潮園から宮古空港向け西側700mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりややあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は沖縄県電気保安協会宮古営業所の斜め向かいに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

田名事務局：

受付番号6番の説明をいたします。場所は鏡原自動車整備工場から宮原集落向け2kmに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、周辺農地が10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

この案件については、内部審査会で1種農地で適用できる例外規定がないとの判断で申請者に対しては不許可相当と連絡しましたが、申請人から内部審査会だけではなく、農業委員総会にも提出してから委員の皆様方の意見を聞いてほしいとの事で申請してありますので、委員の皆様方の意見等も聞いて見たいと思いますので、宜しく審議して下さい。

奥浜委員：

1種農地にも関わらず例外規定もなく内部審査会で不許可相当と決定したならば、総会に提案することではないと思いますが。

前泊事務局：

申請人から内部審査会だけではなく、農業委員総会にも提出して下さいと言われましたので提出してあります。

議 長： 内部審査会では不許可相当でも総会に提出して委員の皆様方の意見を仰ぎながら判断すると言うことで提出してあります。

今回の総会で不許可相当となった時は農業会議の常設委員会にも提出することになります。

1種農地の例外規定に適用できないとして、この案件を不許可としてよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： 受付番号6番に関しては、不許可相当とします。

議 長： 次に受付番号7番と8番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号7番と8番は隣接していますので併せて説明いたします。場所は三和自動車学校から奥原ストア向けの北側50mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域、都市計画法上の用途地域内にある農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番と8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 10 番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は鏡原小。中学校の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地、4 割街区、街区に占める宅地の割合が 4 割を超えている区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 10 番の現地調査の結果ならびに説明を 10 番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号 10 番の説明をいたします。場所は鏡原小。中学校の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地、4 割街区、街区に占める宅地の割合が 4 割を超えている区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 10 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は添道集会場から北東300mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、周辺農地が10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、4番委員

仲里委員：

この案件は、一時転用の申請ですので、申請の場合は必ず看板等を設置する指導をして下さい。

田名事務局：

はい、わかりました。次回からの一時転用申請に対しては、必ず看板灯の設置を指導します。

議長： 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は久松漁港から久松五勇士の西側100mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・雑種地・墓地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

田名事務局：

受付番号13番の説明をいたします。場所は鏡原自動車整備工場から南東100mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号14番から19番は隣接していますので併せて現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。
なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

田名事務局：

受付番号14番から19番は隣接していますので併せて説明いたします。場所は東小学校の南側50mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願ひいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番から19番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は受付番号6番を除いて原案どおり決定いたしました。



議 長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の非農地証明願は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。令和5年5月8日に平良地区農地パトロールを行い、場所は民宿石水亭の南側に位置し、申請地は本土復帰前より養豚施設として使用されており、これまで農地としての利用はないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願ひいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。



議 長： 次に、日程第8議案第7号、「土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意について（城辺与並武地区）」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意について（城辺与並武地区）を説明いたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、16番委員

長濱委員：

比例地積清算方式の1㎡当たりの単価(5,471円)についての根拠は換地計画時図面等の添付はあるのか

土地改良連合会事務局：

質問に対する説明を行いました。資料が添付されていないことで、口頭での説明を行う。

長濱委員：

土地改良事業本換地の説明資料については、必ず説明資料等は添付してほしい要望です。

砂川委員：

集団化率が47%と低いと思いますが。

土地改良連合会事務局：

県の換地計画に関する集団化率は40%以上であれば達成とのことですので、この与並武地区についても達成していると思います。

議長： ほかに質疑等はありませんでしょうか。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。 議案第7号、「土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意について（城辺与並武地区）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

委員： 発言なし

議長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

議長： それでは、以上をもちまして、令和5年第5回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 :

令和5年5月23日(火)

|     |    |   |   |   |   |
|-----|----|---|---|---|---|
| 会   | 長  | 芳 | 山 | 辰 | 巳 |
| 15番 | 委員 | 田 | 名 | 和 | 彦 |
| 16番 | 委員 | 長 | 濱 | 国 | 博 |